

インフルエンザ出席停止期間について

認定こども園 市川幼稚園

インフルエンザは出席停止扱いとなります。

* 病院で診断を受けた方は、園まで必ずご連絡下さい。

出席停止期間 ; 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。

インフルエンザに限り、治癒証明の医療機関の証明は必要ありません。

別紙の用紙を保護者をご記入の上、園へご提出下さい。

登園可能日については、お電話で各担任にご確認下さい。

ご家族の中でインフルエンザにかかった場合、園児の登園は各ご家庭で判断していただきますが、お休みする場合は出席停止扱いといたしますのでご連絡ください。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		診断日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	発症した後5日を経過した後		
Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
Bさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで**」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。